ご契約時に使用した保証委託契約申込書（雛型）になります（リー−０５９）への変更が必要となります。

見本①

＜ハウスリーブ＞　保証委託契約申込書

保証会社（丙）	ハウスリーブ株式会社
賃借人（乙）	

(1) 賃貸借の目的物たる建物

名称	
所在地	（住居表示設定地域は住居表示）
建物賃貸人（甲１）	大東建託パートナーズ株式会社

(2) 賃貸借の目的物たる駐車場

台数	台	駐車区画		
駐車場賃貸人(甲２)				

(3) 保証期間

賃貸借期間	原契約の通り
保証期間	保証委託契約成立の日または賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から契約終了日（明渡し日が原契約終了日より後に到来する場合は明渡し日）まで

甲１を賃貸人とする建物賃貸借契約に関する保証期間は、甲１が賃貸人の地位を喪失した場合、その時点で当然に終了し、甲２を賃貸人とする駐車場賃貸借契約に関する保証期間は、甲２が賃貸人の地位を喪失した場合、大東建託パートナーズ株式会社が駐車場賃貸借契約における管理会社ではなくなった場合、または甲１が建物賃貸借契約における賃貸人の地位を喪失した場合、その時点で当然に終了します。但し、一定の条件を満たす場合には保証が終了しない場合がございます。詳しくは、後記「保証委託契約約款」第5条をご確認ください。

(4) 賃貸借費用・保証委託費用　※賃貸借費用は、必要な全ての金額を表示してはおりません（保証委託契約にかかわる費用のみ表示しています）

保証委託契約申込プラン		Ｑ．定額クリーニング費前払い型Ｐ	
月額費用	賃貸借費用※	(ｱ) 家賃	円
		(ｲ) 駐車場使用料	円（内消費税等　　円）
		(ｳ) 共益費	円
		(ｴ) 自治会費等	円
		(ｵ) その他費用	円
		(ｶ)	
		(ｷ)	
		(ｸ) 小計	円
	保証委託費用	(ｹ) 保証委託料率	%
		(ｺ) 保証委託料	円　(ｸ) × (ｹ)　1円未満の端数切り捨て
		(ｻ)	
契約時費用	賃貸借費用※	(ｼ) 敷金	円
		(ｽ) クリーニング費	円
		(ｾ)	
	保証委託費用	(ｿ) 契約時保証委託料	円
		(ﾀ)	

① 賃借人（乙）は、保証委託契約申し込み時に契約時保証委託料を保証会社（丙）にお支払いいただきます。
尚、契約時保証委託料は、保証委託契約・転貸借契約の終了または契約内容の変更があっても返還されません。
② 月額の保証委託料は、賃料等（家賃、共益費、自治会費等その他毎月定額支払すう額の合計金額）に保証委託料率を乗じた額と駐車場使用料に保証委託料率を乗じた額を合わせた総額となります。
③ 賃料等・駐車場使用料及び消費税等が変更された場合（駐車場の追加等も含みます。）は、変更後の賃料等・駐車場使用料に保証委託料率を乗じた額となります。
④ 月額の保証委託料は、保証期間中、毎月の賃料等・駐車場使用料と一緒に賃貸人（甲１）を通して保証会社（丙）に支払われます。
⑤ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第3条をご確認ください。

(5) 保証の範囲・内容

① 保証会社（丙）が保証する債務の主な項目は、以下のものです。
・家賃、共益費、駐車場使用料、原状回復費用、賃貸借契約違約金
・賃貸人（甲１または甲２）が負担した訴訟・訴訟費用等の法的な督促費用
・水道光熱費（ただし、賃貸人（甲１）が賃借人（乙）から直接回収しているもの）
・その他、賃貸借契約から生ずる賃借人（乙）の債務の一部
② 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第4条をご確認ください。

(6) 特約事項

なし

(7) 賃貸人及び保証会社の表示

建物賃貸人（甲１）	大東建託パートナーズ株式会社	保証会社（丙）	東京都港区港南二丁目１６番１号 ハウスリーブ株式会社 電話　03(6718)9190　（代表）
駐車場賃貸人（甲２）			

(8) 代位弁済の時期と求償権の行使

① 保証会社（丙）が、債務額の立替払い（代位弁済）を行う時期は、賃借人（乙）が賃貸借の目的物（建物またはそれに付随する駐車場）を退去した後、賃貸人（甲１または甲２）から保証会社（丙）に代位弁済の請求が行われたときとなります。
② 保証委託契約の保証は、賃借人（乙）の賃料等や原状回復費用等の支払い債務の支払い義務を免除するものではありません。
保証会社（丙）が、賃借人（乙）の債務額の立替払い（代位弁済）をしたときは、その代位弁済額を賃借人（乙）に請求（求償）させていただきます。
③ 代位弁済後、保証会社（丙）が賃借人（乙）に請求（求償）する額は、代位弁済額、代位弁済の実行に要した費用、求償権の保全に要した費用等です。
④ 詳しくは、後記「保証委託契約約款」第6条及び第7条をご確認ください。

(9) 個人情報の取扱いについて

① 賃借人（乙）は、保証会社（丙）が「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。
② 詳しくは、後記「個人情報の取り扱いに関する同意条項」をご確認ください。

建物ＣＤ		部屋ＣＤ		契約番号	
取扱会社					

リー−116　30　26.02

(10) 賃借人（乙）の緊急連絡先

賃借人（乙）は、本人及び入居予定者以外で、予め当人の同意・承諾を得た者を緊急連絡先として賃貸人（甲１または甲２）及び保証会社（丙）に届け出るものとします。なお、保証会社（丙）は、賃貸借契約にかかる入居申込書に記載された「緊急連絡先」を保証委託契約における緊急連絡先として取り扱うことができ、賃借人（乙）はこれを認めるものとします。

(11) 家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

商号又は名称	ハウスリーブ株式会社
住所及び電話番号	東京都港区港南二丁目１６番１号　TEL：03(6718)9190

(12) 登録番号及び登録年月日

登録番号	国土交通大臣（２）第６号
登録年月日	2022年 12月 21日

保証委託契約約款

賃借人（以下「乙」といいます。）とハウスリーブ株式会社（以下「丙」といいます。）は、建物賃貸人（以下「甲１」といいます。）と乙の間で締結された表記賃貸借の目的物たる建物（以下「本件建物」といいます。）の賃貸借契約（以下「原契約１」といいます。）及び駐車場賃貸人（以下「甲２」といいます。）と乙との間で締結された表記賃貸借の目的物たる駐車場（以下「本件駐車場」といいます。）に関し、新規・追加・変更等される表記以外の本件建物に付随する駐車場も含みます。）の賃貸借契約（以下「原契約２」といいます。）に関して、以下の通り保証委託契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（保証委託）
乙は丙に対し、原契約１及び原契約２に関して、乙が甲１または甲２に対して負担する債務について、次条以下に定める内容に従って保証委託契約を申し込みます。
再示乙に対し提出を求めた申込に必要な書類等を乙が提出し、本契約の審査を経た後、第2条第3項の支払が完了し、かつ原契約１または原契約２が有効に成立したことをもって、本契約は正式に成立したものとみなします。

第2条（反社会的勢力の排除）
乙は丙に対し、次の各号の事項を確約します。
①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または其の構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
②反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと
③自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
ｉ．甲１、甲２または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
ii．偽計または威力を用いて甲１、甲２または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第3条（契約時保証委託料及び保証委託料）
1. 乙は、本契約申し込み時に表記の契約時保証委託料を丙に支払います。この契約時保証委託料は、本契約、原契約１または原契約２の終了または契約内容の変更があっても、乙には返還されません。
2. 乙は、第5条に規定する保証期間中につき、次項に規定する月額の保証委託料を第5項に規定する時期と方法により丙に支払うものとします。
3. 月額の保証委託料は、第5条に規定する原契約１の保証期間中につき乙による原契約１に係る月額の家賃、共益費、その他毎月定額支払すう額の合計額（以下「賃料等」といいます。）に保証委託料率を乗じた額（１円未満の端数は切り捨てるものとします。）と第5条に規定する原契約２の保証期間中につき乙による原契約２に係る月額の駐車場使用料（以下単に「駐車場使用料」といいます。）に保証委託料率を乗じた額（１円未満の端数は切り捨てるものとします。）を合わせた総額とします。なお賃料等が変更された場合（消費税等の変更等を含みます。）は、変更後の賃料等を基礎に前記計算方法に従い、月額の保証委託料を算出するものとします。また、駐車場使用料が変更された場合（消費税等の変更、駐車場の追加等を含みます。）は、変更後の駐車場使用料を基礎にし、前記計算方法に従い、月額の保証委託料を算出するものとします。
4. 前項の月額の保証委託料の計算において、１ヶ月に満たない期間についての賃料等は、原契約１でこれが甲１に対して負担する賃料等の金額を基礎にし、１ヶ月に満たない期間についての駐車場使用料は、原契約２でこれが甲２に対して負担する駐車場使用料の金額を基礎にするものとします。
5. 丙は、契約時保証委託料及び月額の保証委託料の受領権を甲１または甲２の指定する管理会社に付与しているため、乙は、契約時保証委託料については、本契約締結時に甲１または甲２の指定する管理会社に支払い、月額の保証委託料については、原契約に基づく本件建物の賃料等の支払い時に、賃料等と同月分の月額の保証委託料を甲１または甲２の指定する管理会社に支払い、丙は、甲１または甲２の指定する管理会社から当該契約時保証委託料及び月額の保証委託料を受領します。

第4条（保証対象債務の範囲）
1. 丙は甲１及び甲２に対して、乙が甲１または甲２に対して負担する債務のうち、次条の保証期間中に発生した次の各号の債務（①・②については保証期間に相当する分につき以下「保証対象債務」といいます。）を保証します。但し、乙が原契約１に関し甲１に賃金を預託している場合は、甲１は丙に対して保証債務の履行を求めるのに先立ち、その賃金を次の各号の原契約１に係る債務に各号の順に優先充当するものとし、丙が保証債務を履行するのは優先充当後の債務のみとします。また、甲１と丙との間で締結される賃貸保証契約または甲２と丙との間で締結される賃貸保証契約で定められる免責事由等に該当する場合は、この限りではありません。なお、第10号の費用については、乙が甲２に対し原契約２等に基づき債務を負っていない場合であっても、乙は、丙が甲２に対し支払うことになった時点で、丙に対して支払うものとします。
①原契約１に関する水道光熱費の滞納分
甲１が乙から直接回収している場合の水道光熱費（株式会社ガスパルが乙に対して有する水道光熱費に関する債権について、甲１が同会社から債権譲渡を受けて取得した場合の水道光熱費に関する債権を含みます。）
②原契約１終了後の、本件建物内に存在する物件の撤出・撤廃・保管（最大3ヶ月間）・処分に要した費用及び本件建物の原状回復費用（乙が負担すべきものに限ります。）その他原契約１において退去時に乙が負担すべきものとされるルームクリーニング等の費用で、支払いの際に甲１が丙の承諾を得たもの。原契約２終了後の、本件駐車場内に存在する動産の撤出・運搬・保管（最大3ヶ月間）・処分に要した費用及び本件駐車場の原状回復費用（乙が負担すべきものに限ります。）その他原契約２において退去時に乙が負担すべきものとされる費用で、支払いの際に甲２が丙の承諾を得たもの。但し、乙の責に帰すべき事由により発生した火災や爆発によるこれら費用については、乙はこれを負担するものとします。
③原契約１に関する賃料等の滞納金、原契約２に関する駐車場使用料の滞納金。
④乙からの退去予告による退去の場合の原契約１に基づく退去予告期間に代わる賃料等相当額支払義務の未払金、乙からの退去予告による退去の場合の原契約２に基づく退去予告期間に代わる駐車場使用料相当額支払義務の未払金。
⑤乙による原契約１の早期解約による違約金等、乙による原契約２の早期解約による違約金等。
⑥乙の責により発生した火災や爆発による損害（本件建物が焼失した場合を含みます。）の被害の復旧に要する費用の家賃減収に対する損害金。但し、乙が協議義務を免責される場合は除きます。また、本件建物に関して丙が甲１に対し支払う損害金の額は本件建物の月額家賃の3ヶ月分を上限とし、本件駐車場に関して丙が甲２に対し支払う損害金の額は本件駐車場の月額駐車場使用料の3ヶ月分を上限とします。
ii．建物の損害、その他ｉ以外の損害について保証しません。
⑦原契約１の解除後における、乙の本件建物の明け渡し債務不履行による使用損害金のうち賃料等相当額の範囲での損害金。原契約２の解除後における、乙の本件駐車場の明け渡し債務不履行による使用損害金のうち駐車場使用料相当額の範囲での損害金。
⑧乙の自殺または刑事事件等に起因する本件建物についての原契約１に基づく損害。乙の自殺または刑事事件等に起因する本件駐車場についての原契約２に基づく損害。但し、風評等に起因する収益力の減少等、乙に法的な損害賠償義務が発生するもので、①から⑦に該当するもの以外の損害とします。また、原契約１に関して丙が甲１に対し支払う損害金は事件発生時の月額家賃の30%の3ヶ月分相当額を上限とし、原契約２に関して丙が甲２に対し支払う損害金は事件発生時の月額駐車場使用料の30%の3ヶ月分相当額を上限とします。
⑨原契約１に関し、賃料等の滞納等による乙の債務不履行を原因として甲１による支払督促、明渡し訴訟等の法的手続きに必要な費用（弁護士費用を除きます。）で、支出の際に甲１が丙の承諾を得たもの。但し、甲１が自らの業務として行う督促等に要した費用（通信費、交通費、人件費）は除きます。
⑩原契約２に関し、本件駐車場の明渡しを完了するまでに要する通知、仮処分、訴訟、強制執行その他の法的手続等の諸手続に係る一切の費用（弁護士費用を含みます。但し、大東建託パートナーズ株式会社が原契約１における賃貸人の地位を喪失した後は、弁護士費用を除きます。）。但し、乙の駐車場使用料滞納が原契約２の解除事由に該当すると丙が判断する場合において、丙が甲２に対して当該法的手続等の協力を要請し、甲２が丙の要請する方法でこれを行った場合に限ります。
⑪原契約１に関する違反事務手数料の滞納分
⑫原契約１に関する契約更新事務手数料の滞納分
2. 丙は、前項①から⑫により保証する債務以外の債務については、一切責任を負わないものとします。

第5条（保証期間）
1. 本契約の保証期間は、原契約１に関しては、第1条の本契約成立の日と原契約１の賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から、原契約１の契約終了日（明渡し日が原契約１終了日より後に到来する場合は明渡し日）まで、原契約２に関しては、第1条の本契約成立の日と原契約２の賃貸借期間開始日のいずれか遅い日から、原契約２の契約終了日（明渡し日が原契約２終了日より後に到来する場合は明渡し日）までとします。但し、原契約１に関しては甲１、乙及び丙が合意した場合、ここの限りではありません。
2. 原契約１に関する保証期間は、保証期間中に甲１が原契約１における賃貸人の地位を喪失した場合は、以下①②のいずれにも該当した場合を除き、理由の如何にかかわらず、その時点で当然に終了し、丙は、当該終了日以降に発生する保証債務の履行の責を負わないものとします。なお、以下①②のいずれにも該当し原契約１に関する保証期間が継続した場合において、その後に理由の如何にかかわらず大東建託パートナーズ株式会社が原契約１における管理会社たる地位を喪失した場合は、その時点で原契約１に関する保証期間は当然に終了するものとします。
また、原契約２に関する保証期間は、保証期間中に、甲２が原契約２における賃貸人の地位を喪失した場合、大東建託パートナーズ株式会社が原契約２における管理会社たる地位を喪失した場合、または甲１が原契約１における賃貸人の地位を喪失した場合に、以下③④のいずれにも該当した場合を除き、理由の如何にかかわらず、その時点で当然に終了し、丙は、当該終了日以降に発生する保証債務の履行の責を負わないものとします。なお、以下③④のいずれにも該当し原契約２に関する保証期間が継続した場合において、その後に理由の如何にかかわらず大東建託パートナーズ株式会社が原契約２における管理会社たる地位を喪失した場合は、その時点で原契約２に関する保証期間は当然に終了するものとします。
①大東建託パートナーズ株式会社が原契約１における管理会社たる地位を引き続き有する場合
②甲１及び賃貸人たる地位を承継する第三者が、丙の承諾を得て、丙所定の手続を行ったとき
③大東建託パートナーズ株式会社が原契約２における管理会社たる地位を引き続き有する場合
④甲２及び賃貸人たる地位を承継する第三者が、丙の承諾を得て、丙所定の手続を行ったとき
3. 前項により、保証期間が終了した場合、丙は次の範囲でのみ保証債務を負い、それ以外には一切責任を負わないものとします。
①保証債務の内容と債務額の確定…原契約１に関しては、保証期間終了時点までに発生している保証対象債務からこれが甲１に預託した敷金相当額を控除した残債務とし、原契約２に関しては、保証期間終了時点までに発生している保証対象債務とします。
②履行時期…次条第1項によります。

第6条（保証債務の履行時期）
1. 本契約に基づく丙の甲１に対する保証債務の履行時期は、保証債務の額が確定（原契約１に係る保証対象債務の発生が終息し、かつ、甲１が乙への相当の請求行為を行ったにもかかわらずそれ以上の回収が見込めず、その額が確定し、または確定したと丙が認めたとき）後、甲１が丙に確定した保証債務の請求を行った日の翌日（金融機関が休業日の場合に翌営業日）とします。また、本契約に基づく丙の甲２に対する保証債務の履行時期は、保証債務の額が確定（原契約２に係る保証対象債務の発生が終息し、かつ、甲２が乙への相当の請求行為を行ったにもかかわらずそれ以上の回収が見込めず、その額が確定し、または確定したと丙が認めたとき）後、甲２が丙に確定した保証債務の請求を行った日の翌日（金融機関が休業日の場合に翌営業日）とします。
2. 前項により、甲１または甲２が本契約に基づいて保証債務の履行を請求したときは、丙は乙に対して、乙らの通知をすることなく、保証債務を履行することができるものとします。
3. 乙は、乙が原契約１に基づき甲１に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、または乙が原契約２に基づき甲２に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、丙に対して、速やかにその事由を書面により通知するものとします。但し、乙は当該事由の存在をもって、第3条の契約時保証委託料及び月額保証委託料の支払債務を免れることはできないものとします。
4. 丙は、前項の場合、乙が債務を履行しないことについての証拠が、原契約１に関しては甲１及び乙間で解決されるまで、原契約２に関しては甲２及び乙間で解決されるまでは、第1項の保証債務の履行を保留することができるものとします。
5. 乙は、丙が第1項に基づいて保証債務を甲１または甲２に履行するときまでに、第3項による連絡をしなかった場合は、第3項の事由の存在を理由にして次条の丙による求償請求を拒否することはできません。

第7条（求償債務の履行）
前条において、丙が甲１または甲２に対して保証債務を履行したときは、乙は、次の各号の金額を速やかに丙に支払うものとします。
①丙の甲１または甲２に対する保証債務の履行額
②丙の甲１または甲２に対する保証債務の履行に要した費用
③丙の乙に対する求償権の行使または保全に要した費用

第8条（乙による解約）
乙は、甲１、甲２及び丙の承諾がなければ、本契約を解約できないものとします。

第9条（乙の届出事項の変更）
1. 乙は、本件建物の入居後、電話番号に変更したときは、速やかに電話番号を甲１または甲１の指定する管理会社を通じて丙に届け出るものとします。
2. 乙は、氏名、住所、電話番号等、甲１または甲１の指定する管理会社、甲２及び丙に届け出た事項を変更したときは速やかに変更手続を書面をもって、甲１または甲１の指定する管理会社を通して丙に単に届ものとします。乙が本件建物または本件駐車場を退去し明渡しを完了した後であっても、乙の甲１もしくは甲１の指定する管理会社または甲２に対する債務不履行がある場合は、乙は本項における変更事項の届出を免れないものとします。

捨印

3. 乙にかかる後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びにこれらの監督人が選任された場合には、登録事項証明書等を添付のうえ、遅滞なく書面をもって、甲１または甲１の指定する管理会社を通して丙に通知するものとします。
4. 乙は、第2項の氏名、住所等の変更通知を怠ったことにより、丙から通知または送付書類等が延着または不到達となっても、丙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第10条（乙の承諾事項）
1. 乙及び丙は、本契約申込書または注本契約申込書の写しを甲１または甲１の指定する管理会社が保有することを予め承諾します。
2. 乙は、甲１または甲１の指定する管理会社及び甲２が乙の賃料等及び駐車場使用料並びに契約時保証委託料及び月額の保証委託料の支払状況、遅延事務手数料及び契約更新事務手数料の発生・支払状況、原契約１または原契約２の変更及び終了について、毎月丙に報告（電磁的な手段による支払い状況の丙への公開を含みます。）することを予め承諾します。
3. 乙が、前条第1項、第2項及び第3項の丙への届出・通知を行わなかった場合、乙が届出・通知すべき事項について、甲１もしくは甲１の指定する管理会社または甲２が知り得ている範囲で、その内容を甲１または甲１の指定する管理会社が丙に通知することを予め承諾します。
4. 乙は、乙の所在を甲１または甲１の指定する管理会社、甲２及び丙が確認できない場合、その旨の必要性があるときは、甲１または甲１の指定する管理会社、甲２または丙が緊急連絡先に連絡することを予め承諾します。

第11条（再委託）
丙は、本契約に定める丙が実施する業務の一部を甲１もしくは甲１の指定する管理会社または丙が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第12条（本契約の終了）
1. 丙は、法令等の改正その他の理由により本契約の継続が困難と判断した場合は、２ヶ月前までに乙に通知することにより本契約を終了することができます。
2. 前項の他、乙について、次のいずれかに該当した場合には、丙は何らの催告もせずして本契約を解除することができます。
①第2条の確約に反する事実が判明したとき
②本契約締結後に、自らもしくは役員が反社会的勢力に該当したとき
3. 第2項により本契約が終了する場合、第5条第3項を準用し、乙は、本契約の終了を理由にして、丙に損害賠償を請求することはできないものとします。

第13条（管轄裁判所）
乙及び丙は、本契約から生ずる一切の紛争について、丙の本店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第１審の付加的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（協議事項）
本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関連法規並びに慣習等に従い、誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとします。

第15条（個人情報の保護に対する基本姿勢）
丙は、本契約の申し込みに際して取得した乙の個人情報について、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために、「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を定め実行するものとします。

第16条（本契約の変更）
丙は、民法548条の4の規定により本契約の変更をすることができます。本契約を変更する場合、丙は、丙のウェブサイトその他丙が適切と判断する方法にて本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容並びにその効力発生時期を告知します。

個人情報の取り扱いに関する同意条項　（以下「本同意条項」といいます。）

保証委託契約（以下「本契約」といいます。）の申込者（賃借人。以下「乙」といいます。）は、ハウスリーブ株式会社（以下「丙」といいます。）が本同意条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

第1条（個人情報）
乙は、丙が次の各号に記載の個人情報を第3条の目的で収集・利用・保有することに同意します。
①氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、年収、健康保険区分、居住年数、住所、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、続柄、職種、勤続年数、家族構成、人数手定者情報、緊急連絡先情報等の本契約申し込みにあたって、乙が丙に提出した必要書類に記入・記載された属性情報
②本契約に関する申込は、保証委託契約は、保証委託料、月額賃借費用、賃貸借建物の詳細等の契約情報
③本契約に関する賃貸借契約の賃料支払い状況、保証委託料の支払い状況等の照会情報
④連帯保証人、保証保険証、パスポート、在留カード等、本人確認のために提出された書類に記載された情報
⑤丙が、乙から通知を受ける等により知り得た上記①及び④に関する変更情報
⑥裁判所等公共機関、官庁、マスメディア、インターネット、電話帳または住宅地図等において公開されている情報

第2条（関連する個人情報）
丙は、緊急連絡先及び入居予定者等の関係者に関する個人情報についても、本同意条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）
丙は、第1条の個人情報を次の各号の目的で利用します。
①本契約及び本契約以外の丙と締結する契約に関する与信（保証審査）のため
②本契約及び丙と賃貸人との間で締結する賃貸保証契約の履行、契約管理、アフターサービスの実施のため
③本契約の履行にかかる債権の求償または損害賠償のため
④乙にとって有用と思われる情報・サービスの提供のため
⑤その他前各号の業務に附随する業務を遂行するため

第4条（個人情報の第三者への提供）
1. 乙は、丙が前条の利用目的を達成するために、第1条の個人情報を次の各号の者に提供することに同意します。
①本件連帯及び本件駐車場の所有者、賃貸人、転貸人
②賃料等及び駐車場使用料の収納代行会社、金融機関
③本契約にかかわる業務の一部を委託している大東建託株式会社及び大東建託パートナーズ株式会社、その他丙の関係会社
④利用目的を達成するために必要となる、甲１及び、連帯保証人予定者、連帯保証人、賃貸借建物及び賃貸借土地の管理会社・仲介会社、緊急連絡先もしくは同居人等の乙の関係者、またはその他の第三者
⑤ その他、乙が第三者に不利益を及ぼすと丙が判断した場合の当該第三者
2. 丙は、第1条の個人情報を、次の各号の場合を除き、本人の承諾なく第三者に開示・提供することはありません。
①法令に基づく場合
②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5条（個人情報の安全対策）
1. 丙は、従業者に対して、個人情報保護のための教育を行い、乙の個人情報を厳重に管理します。
2. 丙が保有する個人情報については、丙の「個人情報保護規程」に従い、必要なセキュリティ対策を講じます。
3. 丙は、第3条に定める利用目的に応じた範囲内において、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先に対して適切な行わないよう義務づけ、適切な管理を実施します。

第6条（個人情報の開示・訂正）
乙は、丙が保有する乙の個人情報の開示・訂正を希望される場合は、第10条に記載の問い合わせ窓口までご連絡ください。

第7条（本契約が不成立の場合）
乙は、本契約が不成立の場合または成立後に解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、本契約の申し込み及び本契約の履行にともない設得した個人情報が、本同意条項に従って一定期間利用されることに同意します。

第8条（本同意条項に不同意の場合）
乙が、本契約の申し込み・締結に必要な書類等の情報の提出及び本契約の申込書に乙が記入すべき事項の記入等を希望しない場合並びに本同意条項のいずれかに同意しない場合には、丙は本契約をお断りすることができるものとします。

第9条（審査結果の通知）
乙は、丙が乙からの申し込みに基づき、丙が審査した時点の審査結果を賃貸借建物及び賃貸借土地の所有者、賃貸人、管理会社、仲介会社及び取扱会社へ通知することに同意します。

第10条（問い合せ窓口）
個人情報に関する丙への問い合せ窓口は、次の通りです。
『お客様サービス部』（大東建託グループ総合窓口）　電話　0120-1673-43（フリーダイヤル）／ E-MAIL cs@sentaku.co.jp

賃借人（乙）は、賃貸借契約に基づく債務の一部の連帯保証を保証会社（丙）に委託するために、本保証委託契約申込書及び「保証委託契約約款」に記載の各条項を承諾し、「個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意し、別紙重要事項説明書類「保証委託契約お申込みについて」の交付及び説明を受け内容について十分に理解したうえで、保証委託契約を申し込みます。
尚、審査の結果、保証委託契約を引き受けできない場合があること、また、引き受けできない理由については回答を得られないことを予め承諾します。

保証会社（丙）ハウスリーブ株式会社　御　中

申込日　　年　　月　　日

賃借人（乙）　住所

氏名

電話　　（自宅・携帯）

入居後電話

印